

第1回検討部会における主な意見について

令和5年1月26日
総務省消防庁

第1回検討部会における主な意見について

検討の対象とする施設について

<学識経験者>

- 保管庫の中に農業用トラクターを保管する場合、農業用トラクターを保管する部分が保管庫全体の過半を占めるような実態でなければ、一体として考えてよいと考える。
- 一般的に倉庫や保管庫は、窓などの開口部が少なく、人の出入りが少ないため、火災の発見が困難であり、延焼拡大の危険性も比較的高いものであると考えられる。少量危険物や指定可燃物に該当する物品について、一定数以上の量を保管する場合は、その危険性に応じ、それらの保管に関する規制を適用すべきである。
- 例えば、農協が保有するものなど、一般的な倉庫との違いについて明確にする必要があるのではないか。なぜ、畜舎等における保管庫の規制だけを緩和するのかという点について整理すべきである。

<畜産関係者>

- 養豚業界の場合、保管庫の中に大型の農業用トラクターを保管するような実態はない。

特例基準の対象とする畜舎等の条件について

<学識経験者>

- 特例の対象とする畜舎等の条件のうち、周囲6m以内に建築物などが存しないという規定について、保管庫の場合であっても、畜舎等の場合と同じ6mの離隔で消防活動上支障はないか。

各消防用設備等の特例基準について

<消防本部>

- 実際の火災事例を踏まえると、大規模な保管庫は、一度火災が起きると消火が困難になることが多い。保管庫における屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、消防用水に係る基準の緩和については、慎重に検討する必要がある。
- 畜舎に併設されている大型の保管庫の中には牧草ロール（直径60～150cm、高さ70～150cm）が何個も積み重なっている場合もあるため、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、消防用水に係る基準の緩和については、慎重に検討する必要がある。

<畜産関係者>

- 近年、牧草ロールは大型化してきており、その維持管理に係るコストも高くなってきている。安全性を担保することは前提ではあるが、日本の畜産業が国際競争に打ち勝っていくためにも、消防用設備等の特例基準の見直しをお願いしたい。
- 畜舎等における保管庫で500㎡以上となるものはあまり例がないと思われる。3,000㎡以上となる大型の保管庫で、安全性を確保していくことは困難ではないか。